

## 東京電機大学科学研究活動における行動規範

---

東京電機大学における学術活動・科学研究において、我々は、以下のように大学の使命、科学研究活動の意義と抱える課題、そして、そのあるべき姿を捉え、研究者としての(最小限の)行動規範を定める。

大学の使命は「知の創造と継承」、すなわち、「研究と教育」であり、この活動を通じた社会貢献である。大学の第一の使命は、教育による人材育成であるが、未来に向けた「知の創造」という研究活動が第二の使命として与えられている。これは、大学における学生の創造的教育には、研究という裏打ちが欠かせないからであり、大学を大学たらしめているのは、この二つの活動を同時に行うことである。

この科学研究の成果は公開されることを通じて、人類共有の財産となる。公開は、研究者相互の厳しい評価と批判によって、研究成果が知識として人類共有の財産になりうるかどうかを精査するために不可欠の原則である。科学研究に携わる者は、高い倫理観を持って、研究活動の透明性と説明性を自律的に保障し、この原則を守らなければならない。

ところで、大学における研究者も一般社会の「業績主義」と無縁ではない。科学の世界においても、昇進や研究資源獲得のための競争という圧力は強まりこそすれ、弱まることはなく、一定の業績主義は不可避であろう。そして、この状況は、極端な先取特権的な栄誉のための争いや、過度の業績主義を生み出す傾向がある。研究者は、これが規範喪失状態、さらには不正行為へと走らせるものとなりうることを、強く認識する必要がある。

研究者は、科学の進歩に寄与するために、積極的に業績を社会に公表し、科学に対する社会からの付託に応えることによって、科学に対する社会的信頼を得なければならない。ここにあって、不正行為は、科学活動に対すると同時に、大学に対する社会の信頼を著しく損なうものであり、ひいては科学の発展を阻害する危険性を持つ。こうした理解の下に、本学は、科学研究を行う際に、研究者個人のみならず、各教授会、各研究科委員会、各研究所のすべての組織において同様な認識を持ち、少なくとも、次のような行動規範を遵守することを宣言する。

研究実施においては、常に、研究が持ち、またもたらしうる倫理的課題に配慮しなければならない。また、負託された研究費・研究資源を適正に使用しなければならない。これらは、大学における科学研究を財政的にばかりでなく支える多くの人々・機関等に対する十分な説明責任を果たすために、当然の義務である。

成果公開に当たっては、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことは勿論のこと、広く社会や研究者による評価と批判を可能とするために、科学的根拠を透明にしなければならない。

この行動規範を自律的に自己管理し、実効あるものとするために、東京電機大学科学研究活動の不正行為防止に関する規程を制定し、学長の下に東京電機大学科学研究活動の不正行為防止に関する委員会を設置する。

付 記

この行動規範は平成 19 年 1 月 1 日より実施する。